

[目次]

第1	はじめに	1
1	懲戒処分の手続的違法を理由とする処分取消しの請求	1
2	本件処分の手続的違法	2
第2	懲戒処分に至る経緯	4
1	本件処分に至る事実経緯	4
2	本件処分経緯の特徴	6
第3	会立件とは何か	6
1	懲戒請求の性質	6
	(1) 法58条1項請求の性質	6
	(2) 法58条2項手続(会立件)の性質	7
2	会立件の目的による制約	7
	(1) 弁護士会の目的による制約	7
	(2) 会立件における具体的事案についての対処	8
	(3) 本事案における原弁護士会の対処	8
	(4) 原弁護士会における違法行為	9
第4	本件会立件の決定過程における違法性	10
1	審査請求人に調査協力義務を課した上で会立件は違法であること	10
2	非弁防止会規、規則による調査と懲戒手続との関係について	15
3	会立件当否の判断権者を弁護士会会长に委ねることは違法であること	15
	(1) 原弁護士会会长は会立件の判断権者たりえないこと	15
	(2) 「会長立件」のメカニズム(実質的決定権者は誰か)	16
第5	本件会立件の違法性(法58条1項請求との関係)	19
1	本件における両者の懲戒請求事由対象、時期	19
	(1) 全体と一部との関係	19

(2) 会立件は鈴木請求の一年後になされたこと	20
2 一項請求と会立件との関係	20
(1) 両者の法的性質	20
(2) 両者の機能関係	21
3 本件における鈴木請求と会立件との関係	21
(1) 両者の併存を認める根拠はないこと	21
(2) 原弁護士会は会立件に先立ち鈴木請求事案の調査を知っていたこと	21
(3) 鈴木請求事案が原綱紀委員会に係属していたため、本来なら、原弁護士会は非弁防止会規6条に基づく調査を開始できなかったこと	22
4 本件で会立件が果たした役割	24
(1) ■吉事案	24
(2) 鈴木請求事案	25
(3) 会立件は鈴木請求事由による懲戒相当の圧力になったこと	25
第6 まとめ	27

(略称について)

弁護士法（法）、弁護士職務基本規程（基本規程）、東京弁護士会「非弁提携行為の防止に関する会規」（非弁防止会規）、同「非弁提携行為の防止に関する規則」（非弁防止規則）、条解弁護士法第5版（「条解」）

審査請求人（審査請求人弁護士法人ベリーベスト法律事務所「審査請求法人」、審査請求人酒井将「審査請求人酒井」、審査請求人浅野健太郎「審査請求人浅野」）、東京弁護士会（原弁護士会）、原弁護士会懲戒委員会（原委員会）の議決書（原議決書）、原弁護士会綱紀委員会（原綱紀委員会）の議決書（原綱紀議決書）、原弁護士会平成31年東懲4、5号、同法第1号は（「鈴木事案」、「鈴木請求」）、同平成31年東懲第6号、7号、同法第2号は（会立件）、原弁護士会非弁提携弁護士対策本部（非弁対策本部）、同非弁護士取締委員会（非弁取締委員会）、その他の略称は原議決書を引用する。

第1 はじめに

1 懲戒処分の手続的違法を理由とする処分取消しの請求

原委員会の原議決書には実体法上重大な違法があることは別に述べた。ここでは、原委員会が本件懲戒処分を行うに至った手続経緯には、以下の違法、不当があることを明らかにする。

弁護士に対する懲戒処分は、その身分、職責の遂行に重大な影響を及ぼすことは勿論、本件のようにその処分理由が刑事罰に該当する行為であるとされた場合は、更に甚大な影響を与えることは自明である。何よりも対象弁護士は、法2条に定められた職責の違反者であるとの烙印を押されるのであるから、業務停止期間中の重大な経済的損失はもとより、期間終了後も再起は容易ではなく、しかも、

弁護士としての名誉と誇りを著しく棄損され、弁護士人生を危機に陥れてしまう。

弁護士の懲戒処分は、行政庁の行う不利益処分の一種である。これについては、行政手続法により、職権調査手続ではなく被処分者の権利防御手続として、理由附記、不利益処分の基準、公正な審理手続が定められている。弁護士法は、この規定を適用除外しているが、それは、手続がずさんでもよいという趣旨ではなく、法律家の最高の団体が履践するものであるから、法の支配なり法治国家の原理により、一般の行政処分を超える適正な手続が定められるべきだということである。

すでに日本弁護士連合会懲戒委員会において、後記のとおり、千葉県弁護士会綱紀委員会で調査期日における調査を経ず、懲戒委員会でも審査期日における審査を経ずに懲戒処分をした事案について、懲戒処分が行政庁の行う処分にあたり、憲法31条以下の適正手続の保障が行政手続全般に及ぶと解されていることからすると、上記処分は原弁護士会懲戒手続会規、綱紀手続会規の要件を満たさずに下された懲戒処分であり違法であるとして取り消されている。本件は弁護士法70条の7違反などの明らかな手続違反が存する。よって、本件処分は文句なしに取り消されるべきである。

2 本件処分の手続的違法

本件においては、本来尽すべき議論が尽されずに会立件との決定がなされてしまった。本件処分の対象行為となった権限超受継事案について、多くの会員は、士業協働問題などの議論を原弁護士会で行う機会も、この議論を通じてこの問題を知る機会も、喪失せしめられた。よって、本件会立件自体が原弁護士会会員に対する背信であった。

更に、会立件の重さは会員なら誰もが知っている。間違いなく業務停止以上の処分がなされる。であるが故に、本件においても会立件がなされたのだから相応の根拠があるに違いないとの根拠のない信頼による追認が、原綱紀委員会、原委員会と無責任に積み重ねられた。

しかも、会立件と歩調を合わせた鈴木請求事案は明らかに計画性をもって対象者の機密を抜き取った懲戒請求であり、このような汚れた手の請求による処分は弁護士懲戒史上前代未聞であった。判明時点で直ちに処分不相当とすべきであった。ところが、原委員会は沈黙した。なぜならば、鈴木請求は会立件と抱き合せになっていたからである。一蓮托生の関係になっていた。原委員会は原弁護士会、そして自己の面子を保つことに汲々としたのである。

上記会立件の違法性、汚れた手による懲戒請求について、審査請求人らは手続が違法であることを詳しく述べてきた（例えば、原委員会での意見書7。汚れた手による請求については懲乙30）。

然るに、原議決書はこれに一行でも、一言でも触れるところがなかった。コトあるごとに、弁護士自治を標榜する原委員会の仕事とは到底思えない。

原委員会某委員が懲乙30の酒井陳述について、凄いのが出たと評しながら、前記のとおり鈴木請求の違法性の検討は会立件問題と密接に関連するため、原委員会は本件手続の違法性を完全にアンタッチャブルにしてしまったのである。

なぜ本件のような結果を招來したのかについて以下述べる。

第2 懲戒処分に至る経緯

1 本件処分に至る事実経緯

具体的な経緯は以下のとおりである。

- (1) 平成27年4月28日、審査請求法人と新宿事務所間において同月1日付業務委託契約締結。
- (2) 平成28年3月1日、弁護士法人 [REDACTED] X 法律事務所(以下「[REDACTED] X」という。)の同事務所職員鈴木希(以下「鈴木」という。)がいわゆる「産業スパイ」として審査請求法人に就職。
- (3) 平成28年3月10日、[REDACTED] 吉 [REDACTED] (以下「[REDACTED] 吉」という。)が新宿事務所に対し過払金返還請求依頼。
- (4) 平成28年6月29日、新宿事務所が[REDACTED] 吉に司法書士の権限超を連絡。審査請求法人所属弁護士が[REDACTED] 吉から依頼を受ける。
- (5) 平成28年7月27日、審査請求人らが[REDACTED] 吉代理人として訴訟提起。
- (6) 平成28年8月5日、鈴木が審査請求法人退職。
- (7) 平成28年9月16日、[REDACTED] 吉代理人秋山努(以下「秋山」)弁護士が審査請求法人との訴訟委任契約解除。
- (8) 平成28年9月27日、鈴木が審査請求法人他審査請求人酒井らを含む15名弁護士に対し原弁護士会へ懲戒請求。
- (9) 平成28年9月27日、鈴木が審査請求法人に所属する[REDACTED] 及び[REDACTED] 両弁護士に対し、神奈川県弁護士会へ懲戒請求。
- (10) 平成28年10月20日、審査請求人らが(8)懲戒請求に対する答弁書提出。
- (11) 平成28年11月4日、[REDACTED] 吉が原弁護士会に審査請求人らに関する陳述書を提出(会立件甲1)。
- (12) 平成28年12月8日、非弁対策本部大菅俊志弁護士が[REDACTED] 吉、

秋山弁護士の事情聴取（懲乙34）。

(13) 平成28年12月12日、審査請求人酒井、浅野が原弁護士会の関連委員会委員長（以下「某弁護士」という）より本件が非弁取締委員会の会立件照会に対し既に関連三委員会委員長の協議により、会立件を行う事案と判断されたと知らされた（懲乙36）。

(14) 平成29年2月8日、非弁対策本部関連委員が審査請求人酒井、浅野の事情聴取（会立件甲14）。

(15) 平成29年2月10日、鈴木が原綱紀委員会に意見書提出。

(16) 平成29年2月16日、原弁護士会が審査請求人酒井、浅野に対し、多重債務者に対する勧誘広告をした者から事件紹介を受けた疑いがあるとして資料提出要請を行った（会立件甲2）。

(17) 平成29年2月22日、審査請求人らが原綱紀委員会に弁明書提出。

(18) 平成29年7月14日、非弁対策本部が非弁会規6条の調査協力要請として、審査請求人酒井、浅野の事情聴取（会立件甲15）。

(19) 平成29年7月26日、原綱紀委員会が、審査請求人酒井、浅野より事情聴取。

(20) 平成29年8月4日、非弁取締委員会が新宿事務所に対し、非弁行為に関する事情聴取協力依頼を行った（会立件甲5）。

(21) 平成29年9月6日、非弁取締委員会が新宿事務所に対し有償周旋を理由とする事情聴取を行った（会立件甲16）。

(22) 平成29年11月29日、原弁護士会が原綱紀委員会に対し審査請求人らについての調査命令を行った（非違事実は紹介の対価支払）。

(23) 平成30年10月19日、神奈川県弁護士会が（[REDACTED]、[REDACTED]両弁護士を懲戒せず。）との議決。

2 本件処分経緯の特徴

審査請求法人は、通常の弁護士業務を扱う事務所としては最大級の大手法律事務所であり、債務整理関係業務は取扱業務の5分の1程度に過ぎなかった。

ところが、いつの間にか審査請求法人は整理業者と組んだ悪質な非弁提携弁護士法人とのレッテルが貼られており（債務整理分野ではレッテル貼り、足の引っ張り合いも含む熾烈な競争が行われている。）、上記事実経緯で明らかなどおり、審査請求法人を懲戒のターゲットにした会立件と組織的に行われた鈴木請求とが時系列的に歩調を合わせて進行した。かかるレッテル貼りや思い込みは、誤認定、いわゆる冤罪を生む土壌そのものである。その結果、本件において原弁護士会の強引な手法を許し、本件処分に至ってしまったのである。

第3 会立件とは何か

1 懲戒請求の性質

本件違法処分の出発点は会立件と判断したことがあるのは疑う余地がない。以下、この会立件について述べる。

（1）法58条1項請求の性質

弁護士（法人）は、その職務の公共的性格に基づき、職務執行の誠実性と品位の保持が要求されるところ、その制度的保障として懲戒制度が設けられ、この制度運営は弁護士会の自治に委ねられている。よって、懲戒権の行使は公の権能と解されるので、この懲戒権の行使は適切、公正になされなければならず、該公正を担保するため、公益的見地から何人にも懲戒請求権が認められている（「条解」480頁）。

(2) 法58条2項手続（会立件）の性質

一方、懲戒手続の開始は弁護士会も行うことが出来るものとされている（法58条2項）。いわゆる会立件（会請求、会認知）である。会立件は、58条1項の請求として行うものではなく、法58条2項によって弁護士会に認められた固有の権能であり、この権能は弁護士会が所属弁護士について指導連絡監督を行うことができることから（法31条1項）、自ら懲戒手続の開始を求めるこによつて指導連絡監督の実効性を図ろうとするものである。

2 会立件の目的による制約

(1) 弁護士会の目的による制約

弁護士会の目的については、法31条1項を根拠に弁護士（法人）の指導連絡監督に関する事務に限定されるとの考え方もある。但し、「条解」は、弁護士会自体の目的について、法1条1項、2項の理念及び法3条の職務の関連性に留意しながら、その目的は理解されなければならないとする（339頁）。会としての行為能力の有効性を拡げようとする考え方であろう。

しかしながら、法58条2項によって認められている会立件の在り方は、既に会自体に懲戒権を認めているのであるから、法58条2項が定めた会立件は法31条との関連ではあくまでも目的の実効性に着目したものでなければならない。すなわち、会立件は所属弁護士について指導連絡監督の実効性を図るために行うものと解される。この点について、条解は上記のとおり「弁護士会が所属弁護士について指導連絡監督に関する事務を行うことから（法31条1項）、他からの懲戒請求がない場合でも、自ら懲戒手続の開始を求めるこによつて、指導連絡監督の実効性を図ったものと解される」（「条解」481～2頁）としている。

(2) 会立件における具体的事案についての対処

会立件は上記のとおり法31条1項に定められた会員の指導連絡監督の実効性を図るために行うのであるから、当然この実効性を図るといえるのかについてのチェックを経たものでなければならない。

この場合、弁護士会としては非違事実を疑う対象弁護士に対し、次の検討を行うことが不可欠である。

- ① 非違事実を是正するために指導、監督を行う。
- ② 非違事実の是正を指導、監督すると共に実効性を確保するため会立件を行う。
- ③ 非違事実是正の指導、監督は当該ケースについて意味がないので会立件を行う（この判断根拠が問われる。）。

(3) 本事案における原弁護士会の対処

ア 本件は、新宿事務所が自己の受任権限を超える140万円超の過払案件が多数発生し、これを審査請求法人に受任してもらった事案である。本件をごくシンプルに見た場合、原弁護士会が真実、本件受継がまづいと思ったのであれば、原委員会が原議決書で述べたように受継に関し、いかなる実態があるにしろ、金銭の移動があれば基本規程13条1項違反と見なされるので、やめてはどうかと審査請求人に対し言うべきであった。そう言えば、本件は直ちに受継を止めて終了した案件である。もしくは、後記非弁防歎止会規、規則上の是正措置（調査が適法ならば）で十二分であった。

イ ところが、本事案においては非違事実是正の指導監督などが検討された形跡は皆無である。すなわち、会立件が法31条、58条2項に照らして許容されるのかについて全く検討されなかった。

このことは、審査請求人酒井、浅野に対する2回の事情聴取（会立件甲14、15）内容からも全く伺えず、新宿事務所に対する事情聴取（会立件甲16）の21頁の録音を止め忘れて記載されてしまった非弁取締委員会委員の発言である「やつらは組む」、「そこも一緒にがぼっと取って儲けようとしていた」との嫌悪感に満ちた表現からも明らかである。

最初から一罰百戒のみせしめ要員に審査請求人らが使われたことは確実である。懲乙36の原弁護士会関連委員会委員長の某弁護士の審査請求人酒井、浅野に対する次の発言は事実であろう。

「本件以外に、司法書士から弁護士への周旋事案については、10件以上情報が入ってきてている。しかし、お金の動きに関する証拠が掴めず、立件に至っていない。本件は、金銭の移動についての証拠が出ててしまっているので、可哀想だが一罰百戒といった感がある」（同4枚目）。

会の指導、監督目的とは180度異なる「一罰百戒」目的の懲戒については違法以外の表現方法がない。

ウ 上記のとおり是正についての検討、本件でいえば一罰百戒目的の会立件は弁護士法上許容されるのかなどの検討を欠いた立件はこれも違法である。

（4）原弁護士会における違法行為

しかも、上記懲乙36の某弁護士発言がなされたのは平成28年12月12日であり、同弁護士からは、併せて「本件は会立件であり、理事会で申立てを決定した事項であること、司法書士へお金が流れている場合はアウト、司法書士の紹介案件に関して業務委託がなされているので周旋の潜脱と見なされる」などの発言であった。

当時、審査請求人は鈴木事案のみしか承知しておらず、■吉事案

については全く知らなかった。従って、鈴木事案と会立件の関係すら知りようもなく、某弁護士との話が噛み合わなかったのである。しかしながら、某弁護士は明らかに■吉事案をここで述べているのであり、その後の経緯も同弁護士の発言とピッタリ符合している。

この場合、■吉事案については、審査請求法人から新宿事務所に対する業務委託契約書の提出もなく、これに基づく金銭の流れは一切出ていなかったのであるから、そのルートを示すもの（会立件甲2等）は、鈴木事案を審査していた原綱紀委員会から非弁取締委員会への漏洩以外にはない。上記の発言日時（2016年12月12日）は、審査請求法人の鈴木請求事案代理人弁護士に対するメールの報告（懲乙36）から明らかであるから、原綱紀委員会が関係する秘密保持義務（原綱紀委員会会規35条）違反以外の原因はおよそ考えようがないのである。想像を絶する事態である（審乙4の17頁、手続違法1）。

本件処分は直ちに取り消す他はない。

第4 本件会立件の決定過程における違法性

1 審査請求人に調査協力義務を課した上で会立件は違法であること

(1) 法58条2項（会立件）は、会員に懲戒事由があると思料するときは「綱紀委員会に事案の調査をさせなければならぬ」と定め、法70条の7は綱紀委員会が対象弁護士などに資料の提出などを求めることができると定めている。

以下、重要な論点であるため、条解弁護士法の該当部分を引用する。

「会請求の判断機関は、手元にある資料のみでは会請求の要否を

判断できない場合、事実関係について一定の調査を行い、新規の資料を積極的に収集することも許容されるものと解される。但し、懲戒手続は、弁護士会内の独立委員会である綱紀委員会又は懲戒委員会の判断に基づいて行うことが厳格に規定されており、これらの委員会の独立性が侵害された場合には、懲戒手続 자체が瑕疵を帯びる場合もあり得る。このため、会請求に際しての調査は綱紀委員会等の権能を侵すようなものであってはならず、あくまで会請求の要否の判断に必要な限度にとどまるべきである。また、会規等により対象弁護士等に調査協力を義務付けることの可否について、法58条2項では、懲戒の事由があると思料するときは「綱紀委員会に事案の調査をさせなければならない」と規定されており、対象弁護士等に調査協力義務を課す調査は、綱紀委員会において行なうことが予定されている（法70条の7）ことから、許されないと解される。」（審乙11・条解483頁）。

続いて、日弁連調査室編「弁護士懲戒手続の研究と実務」において、「なお、弁護士の業務広告に関する規程12条1項、多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程5条及び6条（現行会規6条及び7条）は、違反行為についての調査及び調査協力義務について規定しているが、これらはいずれも、懲戒請求を目的とするものではないことから許容されるものである。」（審乙12・日弁連調査室編「弁護士懲戒手続の研究と実務」第3版101頁）とされており、非弁防止会規6条に基づく調査を経ての会立件は許されていない。

(2)これを本件についてみると、非弁対策本部は、非弁防止会規6条に基づき審査請求人らに、調査協力義務を課して調査しているから、法70条の7に違反し、原綱紀委員会の独立性を侵害している。

具体的に述べると、まず、2017年2月8日の事情聴取の冒頭において、委員は、非弁防止会規6条の調査権と7条の調査協力義務を、わざわざ非弁防止会規を審査請求人らに示して説明し（会立件甲14・1頁）、また、会立件を基礎づける重要な証拠である審査請求法人と新宿事務所の間の業務委託契約書の提出について、「この要請は先ほど申し上げた調査要請として、それについては先生方もその調査協力義務を負うという形になりますので、その点を心得てご回答願いたい」と調査協力義務を強調した（同2頁）。領収書や請求書等、審査請求法人から新宿事務所への金員の流れを証する証拠についても、調査協力義務を課したうえで、提出を求めた（同3頁）。

続いて、原弁護士会は、副会長鍛冶良明の名義で、2017年2月16日、非弁防止会規6条に基づき、調査協力義務を課して、以下の書面の提出を要求した（会立件甲2）。

- 1、 ■吉の事件移管に関して、審査請求法人が新宿事務所と取り交わした書面一式
- 2、 ■吉の事件移管に関する審査請求法人と新宿事務所の金銭授受を証する資料（請求書やその付属書類、審査請求法人の支払いが判明する書類など）

これを受けて、審査請求法人は、同年3月1日に、審査請求法人と新宿事務所との業務委託契約書（会立件甲10）、新宿事務所から審査請求法人への請求書、これに対応する発注書、その明細（会立件甲13）を提出した（会立件甲3）。

上記の業務委託契約書（会立件甲10）や請求書・発注書（会立件甲13）は、会立件を基礎づける証拠であり、このような重要な証拠を、調査協力義務を課して審査請求法人から徴収することは、本来ならば、弁護士会内の独立委員会である綱紀委員会又は懲戒委

員会によらなければならない。

また、同年6月12日付けの調査協力要請書においては、「正当な理由なくして協力を拒んだ場合には本会会規違反行為として、懲戒されることがあります」と、会規7条の調査協力義務に違反した場合には、新たな懲戒事由になると圧力をかけた。

なお、会立件の2017年11月29日付け調査命令書3頁「第3事実関係の詳細」10項において、「本会は、2017年（平成29年）2月8日、被調査人酒井及び被調査人浅野に対する事情聴取を行い、これに基づき、同月16日、■吉の事件移管に関する資料の提出を要請した。」と記載し、続いて、11項では、「本会は、同（2017）年6月12日、本会非弁提携行為の防止に関する会規第6条所定の調査を開始すると共に、被調査法人に対し、同会規第7条に基づく調査への協力を要請した。」と記載し、あたかも審査請求人が任意に業務委託契約書や請求書・発注書などを提出し、その後、非弁防止会規6条に基づく調査が開始されたかのような表現をしている。

しかし、上記のとおり、実際には、同年2月8日の事情聴取が、非弁防止会規6条所定の調査であり、原弁護士会は、その調査に基づき、会員たる審査請求人らに、調査協力義務を課して、業務委託契約書及び請求書・発注書等の会立件を基礎づける重要な証拠資料を徵求したことが明らかである。

非弁防止会規6条に基づく調査を経てなされた会立件の調査命令書は、あたかも原綱紀議決書のように、審査請求人らの主張を検討し排斥するという判断経過まで記載されているうえ、調査命令書と原綱紀議決書は、その内容がほとんど同一である。また、会立件においては、調査期日が開かれなかったばかりか、何らの照会もなく、

一切の調査がなされなかった。非弁防止会規 6 条に基づく調査の段階で、本来は綱紀委員会で調査判断すべき事項が、すべて完了してしまっていたので、原綱紀委員会は何もしなかったと考えざるを得ない。以上のとおり、非弁防止会規 6 条に基づく調査が、原綱紀委員会の判断の独立性を侵害したことは明白である。

したがって、非弁防止会規 6 条に基づく調査を経た会立件は違法であるし、懲戒手続き自体が瑕疵を帯びているから、懲戒処分は取り消されるべきである。

(3) 非弁防止会規に基づく調査の要件を欠いていたこと

審査請求人らは、原弁護士会から非弁防止会規 6 条 1 項の非弁提携行為の疑いがあるとして調査されている。その疑いとは非弁防止規則 3 条 1 項 1 号の勧誘広告した者から事件を紹介されて受任したとの疑いである（会立件甲 2）。この場合の対象事件は多重債務者の紹介事件である（非弁防止会規 3 条 1 項）。ところが、多重債務者というのは、「資金需要者が重畠的又は累積的な債務を負う状態にあり、その営む社会的、経済的生活に著しい支障が生じている」者である（貸金業法改正附則（平成 18 年 12 月 20 日法律第 115 号）66 条）。

■吉は株式会社プランネル（以下「プランネル」という。）一社に対し毎月 7800 円の返済義務があるとはいえ、一方で 300 万円超の過払金返還請求債権を有する者であるから、債務者というより債権者である。決して多重債務者ではない。審査請求人らは、非弁防止会規、規則による調査対象ではないのであるから、審査請求人らに対して非弁防止会規、規則による調査などを行ってはならなかったのである。にもかかわらず、違法な手段で引っ掛けたのである（審乙 4 酒井陳述 20 頁、手続違法 2）。

2 非弁防止会規、規則による調査と懲戒手続との関係について

非弁防止会規は、6条の調査の結果の是正措置として、8条で必要があると認めるときは、規則で定める是正措置を行わせることが出来るとし、非弁防止規則4条は、10種類の是正措置を規定している。

指導、監督権の行使である。よって、原弁護士会は調査の結果、必要であったのであれば、基本規程13条1項違反として新宿事務所との業務委託契約の解除又は変更（非弁防止規則4条6号）などの措置をとるよう審査請求法人に事前に弁明の機会を与えた上で、これを行わせるべきであった（非弁防止会規8条2項）。これらの措置抜きの処分は明らかに違法である（審乙4酒井陳述23頁、手続違法3）。

3 会立件当否の判断権者を弁護士会会長に委ねることは違法であること

（1）原弁護士会会長は会立件の判断権者たりえないこと

ア 会立件の当否の判断権者は原弁護士会においては会長である。弁護士が会立件を受けるか否かは当該弁護士にとって身分上重要な判断であることは自明であるから、この判断権については、本来会長にはない。何故ならば、会長は重要な会務について総会又は常議員会の意思決定に基づいて執行するものであり、自ら意思決定出来るのは日常会務の範囲内に限られ、会立件というような重要な事項が日常会務と言えないことも明白だからである。

従って、総合的に考慮した場合、会立件については常議員会に委ねるとすることが当然ながら妥当なのである。「会員の『懲戒に関する事項』を常議員会の所管事項として明示している会則をもつ弁護士会はかなり多い。」（審乙12・95頁）。しかしながら

ら、会立件については懲戒手続の端緒に過ぎないとして会長の判断に委ねることを許容する見解もあり、「条解」がそうである（482頁）。

イ しかし、本件処分結果を顧みれば、本件のような極端な結論が原委員会においてなされる事態となった根本的な原因は、会長判断による会立件がなされたことにあることに、もはや疑念はない。会長立件の違法は早急に是正されなければならない。

（2）「会長立件」のメカニズム（実質的決定権者は誰か）

ア 会長が会立件の当否を判断する場合、その多くは調査を要しない程に会立件の必要性が認められるケースである。だからこそその会立件なのである。

ところが、一般的に非弁防止会規事案の場合、まず調査から入る。非弁防止会規において、会に調査権が認められている（同会規6条）理由は、非弁提携によって多重債務者がその「食い物」にされてきた過去の経緯からである。従って、調査権まで認めた非弁防止会規目的は、「非弁提携行為の防止が喫緊の課題となっている状況に鑑み」て制定されたのである。多重債務者の被害防止のためであったのに本件では、その救済を図ろうとした審査請求法人がこの調査対象となったのである。

現実の調査を行うのは、非弁取締関連委員会で構成された「非弁対策本部」が主であろう（同会規6条2項）。調査の着手などは非弁取締関連委員会が決定することになろう。このことは、懲乙36に如実である（2頁）。非弁取締関連委員会が決める事項は、当該事案の担当者の具申によることが実務である。その結果、当該非弁提携弁護士を取り締まりたいとの事項を具申されて断ることが出来る弁護士がいるとは思えない。熱心に非弁対策会務

を行っている弁護士がこれを担っているからである。どのように悪い結末でも最初は善意から始まるものである。本件の場合も例外ではない。

本件はまず新宿事務所に対する悪評からスタートしたはずである。従って、新宿事務所と組むような法律事務所は「ろくな」事務所ではなかったはずである。従って、事情聴取した委員は当てが外れて戸惑ったのである。しかし、かかる戸惑いを持った弁護士も「やつらは組む」との発言で押し切られている。しかも委員は、債務整理についての理解もなかった（このことは最高裁判例についての無理解からも明らかだった。これら委員のやり取りについては原委員会の意見書2及び原綱紀委員会・会立件答弁書に記載）。押し切られても止むを得なかったのである（しかも、実態は前記懲乙36のとおり、この前から会立件は決まっていたのであり、この視点で事情聴取書を読むとわかりがよい。）。

懲乙36某弁護士発言の2枚目によれば、審査請求法人についての情報源はタレコミであり、非弁取締委員会から三委員会委員長に会立件の是非についての照会があり、そこで会立件を決めたのである。既に審査請求人酒井、浅野らに対する事情聴取を始める前の年から会立件を非弁取締委員会主導で決めていたのである。

この決定のメカニズムは、問答無用の非弁根絶以外にはない。「当該ケースには権限超の受継が絡むこと」、「依頼者は完全成功報酬制で本件による国民被害者はあり得ないこと」、「行き場を失った依頼者の救済をどうするか」などの議論は全くない。会の指導、監督目的なども全く眼中にない。

広告によって大量の依頼者層を集客するような新宿事務所は

「悪」なのである。よって、新宿事務所から受継されるような事務所も「悪」なのである。「悪」同志は組むに決まっているので、業務委託などは脱法目的に決まっているのである。

多くの国民が何の費用もかけずに貸金業者から過払金の返還が受けられるとの期待で新宿事務所に押しかけたことも眼中にないのである。新宿事務所は司法書士事務所であり、多額の金額を扱えないことは国民は知っている。国民は弁護士会が思うほどに馬鹿ではない。だから、新宿事務所に頼ったのである。依頼者層は最初から小さな幸せを求めた国民層だったのである。非弁取締関連委員会は、この背景を徹底的に無視している。

要は、会長判断による会立件は結果であり、その前さばきは非弁取締関連委員会で終わっている。会長専権は関係少数会員による専権と直結している。つまり、本件においては、常議員会などの民主的な機関による決定ではなく、非弁取締関連委員会の委員というごく少数の関係者が、会長による会立件の帰趨を決定しているのである。

イ これについて「条解」は、会立件は端緒に過ぎないので、会長立件を容認出来る旨解説しているが、明らかに洞察も見識も不足している。いかなる違法捜査、立件であっても裁判所が審理してくれるから大丈夫といっているのと同じ理屈で述べているのであり、許容出来ない。

本件のようにまず、調査協力義務を課した調査が既に非弁対策本部などで行われてしまった場合、会長立件は端緒に過ぎないと「条解」記述は全く意味がない。綱紀委員会は調査材料を最初から会によって与えられるのであり、それ以上調べることはないとある。現に原綱紀委員会は、実質的調査は何も行わなかった。

対象者からさえ何の聴取も行わなかった。本末転倒状態が既に実現しているのである。

鈴木請求者の言うことを全く鵜呑みにしてしまい、過払いのつまみ喰いや面談義務の放棄などを何の調査もなしに全く追認して認めてしまっているのである。全ては会立件を信用したからである。すなわち、会立件は端緒に過ぎないとの見解は弁護士らしからぬ「人の良い」見解である。人間は信用しすぎてはならない。だからこそ恣意の介入を許さない懲戒手続が必要なのである。

ウ 少なくとも会長判断による会立件を許す場合は、許容し得る基準が事前に定められていなければならない。

その基準の中には会員の議論を求めることが妥当と思われる場合は、会長による立件はできないとすべきである。

本件は対象弁護士の世代間問題や広告問題、士業協働問題なども含まれており、若手弁護士として切実な問題である。

にもかかわらず、全ての議論を飛ばして会立件である。会員利益をあからさまに無視しているのである。

更に、国民にどのような不利益を与えるか否かの公の利益も欠かせない判断基準とすべきである。

本件においては、何のガイドもない会長判断による会立件は違法であると日弁連が見識を示して宣言し、本件処分を葬り去るしか救いはない。深い教養も發揮されなければ教養ではない。

第5 本件会立件の違法性（法58条1項請求との関係）

1 本件における両者の懲戒請求事由対象、時期

（1）全体と一部との関係

鈴木請求の審査請求法人に対する懲戒請求事由は、新宿事務所と

審査請求法人との間の権限超事案受継にかかる全般的な弁護士法 27条、基本規程13条1項、債務処理規程8条1項・同3条1項の各違反である。

よって、鈴木請求と会立件とは全体とその一部との関係であり、■吉事案が懲戒請求であった場合は、全く同一の懲戒事案として扱われるはずである。

(2) 会立件は鈴木請求の一年後になされたこと

請求、会立件の時期については、前記時系列のとおり、鈴木請求は平成28年9月27日に原弁護士会に申立てられ、会立件は請求に1年以上遅れた平成29年11月29日である。

しかも、鈴木請求の調査期日は、平成29年7月26日に終了しており、原綱紀委員会は、その後早い段階で議決することもできたはずである。原綱紀委員会は、非弁関連委員会による■吉事件の調査と、それに基づく会立件を待っていたとも考えられるのであり、このような大幅な期間経過の後の調査同一の会立件は作為性を疑われてもやむをえない。

2 一項請求と会立件との関係

(1) 両者の法的性質

一項請求は、弁護士の職務の公共的性格を担保するために認められた公益的機能であり、懲戒権の発動を促す端緒である。

一方、会立件も会が職務公共性を担保するため、会員の指導、監督の観点から懲戒権の発動を促す端緒である。

そのための「自主的な」会立件であるから、「他からの懲戒請求がない場合でも」実効性を図るためであれば認められるのである（「条解」482頁）。

(2) 両者の機能関係

両者の機能を請求権的に捉えれば、両者共に綱紀委員会の調査という作為義務の発動を課すものであり、それ以上の機能をもたせるものではない。よって、両者間には優劣関係も存しない。

3 本件における鈴木請求と会立件との関係

(1) 両者の併存を認める根拠はないこと

本件では、上記のとおり、鈴木請求によって原綱紀委員会は、対象事由の調査を開始しているものである。基本規程13条1項違反の調査もこれに含まれていることも明らかであろう。

両者は前記のとおり、調査開始の端緒に過ぎず、それ以上に有意味な機能はない。よって、原弁護士会は鈴木請求の存在を認識していれば、会立件を行う必要はなかった。

理論的に両者の併存を認めなければならぬとの根拠も見出し難い。

(2) 原弁護士会は会立件に先立ち鈴木請求事案の調査を知っていたこと

非弁対策本部は、審査請求法人等の事情聴取等の調査を繰り返したが、当初の聴取時から既に綱紀に同じ論点がかかっていると審査請求人酒井から告げられた後、委員は「綱紀に出す主張書面に事実も書いてあるならば、それをこちらに出していただければ」と述べており（会立件甲14の16頁）、当然ながら鈴木事案の先行も知っていた。これらを承知の上で調査し会立件を行ったのである。

非弁取締関係委員会、委員は、会立件における調査は原綱紀委員会の調査と法抵触の可能性があるのではないかとの恐れなどは微塵も有していない。会立件として原綱紀委員会に提出された書証を見ると、逆に調査は非弁対策本部が主として行うとの認識を露骨に

示すものである。

(3) 鈴木請求事案が原綱紀委員会に係属していたため、本来なら、原弁護士会は非弁防止会規6条に基づく調査を開始できなかったこと

弁護士懲戒手続の研究と実務第3版（日弁連調査室編）102頁以下（審乙12）では、「すでに懲戒手続が進行している場合には、綱紀委員会や懲戒委員会の判断の独立性を確保する趣旨から、原則として指導監督権の行使を差し控えるのが相当であり、指導監督をするためには特別の必要がなければならない（同旨、前記平成4年3月17日付け日弁連事務総長回答）。懲戒手続の進行中にも指導監督が認められるような「特別の必要」とは、弁護士会の弁護士に対する具体的な指導監督によりその時点で発生している違法不当な状態を直ちに除去する高度の必要性があり、懲戒手続の進行を待っていては回復不可能な損害が生じることが明らかである場合等、例外的な場合に限られると解される。」とされる。

これを本件についてみると、新宿事務所と審査請求法人が新宿事務所から有償周旋を受けた（法27条・基本規程13条1項）との論点については、すでに鈴木事案が進行しているのであるから、原則として原弁護士会は、指導監督権の行使を差し控えなければならなかった。ところが、2017年2月8日、原弁護士会は、非弁防止会規6条に基づく調査をするために、審査請求人らを呼び出した。この調査は、調査の結果、違反があれば、非弁防止会規8条に基づく是正措置をとるための手続であり、指導監督権の行使のためのものであるから、本来であれば、原弁護士会は、審査請求人らに対して非弁防止会規6条に基づく調査をすることはできなかった。

しかも、2017年2月8日の期日において、審査請求人酒井は、

「分かりました。たぶんご存じだと思うんですけど、綱紀の方に同じ論点で懲戒請求がかかっていまして、・・・」と発言し（会立件甲14・2頁）、これに対し、委員は、「綱紀の手続きとこちらはまったく別の手続きでして・・・」と、審査請求法人が有償周旋の論点で原綱紀委員会に係属していることを認識していた。遅くとも、この時点で、原弁護士会は、直ちに調査を中止しなければならなかつた。

しかし、原弁護士会は非弁防止会規に基づく調査を継続し、業務委託契約書や請求書・発注書など、会立件を基礎づける重要な証拠資料を収集したうえ、審査請求人らを会立件した。しかも、会立件の調査命令書は、あたかも原綱紀委員会の議決書のように、審査請求人らの主張を検討し排斥するという判断経過まで記載されており、明らかに原綱紀委員会の判断の独立性を侵害しているし、このような調査命令書の記載が、同じ論点で係属中であった鈴木事案の原綱紀委員会の判断の独立性を侵害していることもまた明白である。実際、原綱紀委員会による審査請求人らが懲戒相当であるとの議決も、会立件と鈴木事案は同時になされしており、■吉事件の非弁防止会規6条に基づく調査によって、鈴木事案の原綱紀委員会の判断の独立性が侵害され、審査請求人らの手続保障は侵害された（現に、審査請求人らの主張は原綱紀議決書において、ほとんど検討すらされなかった）。

よって、鈴木事案の原綱紀議決は違法である（前述のとおり、綱紀懲戒委員会の独立性が侵害された場合には、懲戒手続自体が瑕疵を帯びる（審乙11・条解483頁））。

4 本件で会立件が果たした役割

(1) ■吉事案

■吉事案の資料として非弁対策本部に提出されたのは、添付書類付陳述書（会立件甲1）のみであり、事情聴取についても■吉の答えは覚えてないなどのシンプルな内容であり、審査請求法人が過払がありそうなところだけ受任したのではないかとの全く根拠のない陳述を行ったのは代理人の秋山弁護士である（懲乙34）。

■吉は、金銭を新宿事務所にも審査請求法人にも全く支払ったことはないのであり、この状態で懲戒権の発動を申立てることはまず考えられない。逆に審査請求人から賠償請求を受ける可能性があるからである。

■吉事案で明らかなことは、■吉本人はプランネルの借金があり、月額7800円を返還していたが、新宿事務所の過払返還CMから過去取引したことのあるアコム、セゾンからならお金を返還してもらえるかもしれないと思って連絡し、数百万の過払い請求事案になつたので審査請求法人に訴訟依頼したが、プランネルに対する支払いについて生活保護の受給費から行ってはならないと言われて、その相談に法テラス多摩に行ったことから、債務整理事件に転化したのである。

しかしながら、本件実態は、過去の貸金業者との取引について、過払があるのであれば返還請求を行いたいとのそれだけのシンプルな事案である。

■吉本人はプランネルには毎月借金を返済していることもわかつていが、これについては秘匿していた。生活保護費を受給していたため、過払返還が受けられた場合の影響を懸念したものであろうということは、本事案を見れば直ちに了解出来る。ところが、訴訟

中に生活保護費から貸金業者に対する返済を行っていることが判明したため、生活保護費を受給中の [] 吉は法テラスに相談する他はなくなつたのである。

(2) 鈴木請求事案

鈴木による原弁護士会及び神奈川県弁護士会に対する懲戒請求が提起された経緯で、鈴木が [] X の産業スパイとして審査請求法人に就職した経緯は、懲乙30号証の審査請求人酒井陳述で明白である。同陳述に添付された資料の信憑性が高度であることは疑いえないものである。

鈴木請求が述べる審査請求法人の債務処理規程3条の面談義務違反や審査請求法人が債務処理規程8条に違反して過払案件を選別しているなどは、審査請求法人の業務の内容の実際とは無関係に懲戒による業務妨害を意図しての申立てであることは明らかである（面談義務については請求事案乙40号証別紙2の1。8条違反については新宿事務所とのデータ共有の証拠がある。）。

ところが、原綱紀委員会はこれら債務処理規程違反について、何らの認定根拠を示さずに、すなわち何らの具体的調査も行わず、懲戒相当と議決しており、原綱紀委員会の存在価値そのものを自ら喪失させている。殆ど無責任と言えるレベルである。

原議決書は、懲乙30号証が信憑性の高い内容であること明らかのことから鈴木行為について全く沈黙している。それでも重罰の懲戒処分だけは行っている。原委員会委員は誰も何も言わなかった。不思議な現象すなわち茶番である。

(3) 会立件は鈴木請求事由による懲戒相当の圧力になったこと

ア 鈴木請求がもし単独でなされた場合、内部告発であり、インパクトはあるが、鈴木の経歴を見ると審査請求法人に就職する前は

X に約 7 年間も勤務し、審査請求法人で新宿事務所との間の資料類などを入手して退職している。後に、懲乙 30 号証添付資料 1 の X 元役職者陳述により、鈴木が X から送り込まれた産業スパイであることが証明されるわけであるが、原綱紀委員会の時点においても、鈴木の勤務歴を比較すれば、鈴木の「本籍地」は X と見る方が自然であった。

退職理由の一つは、審査請求法人の面談数が少ないというのであったが、原議決でもあるように一人の債務者に 100 件も電話連絡するような実態を知つていれば、このような退職理由は不自然であり、退職理由の二つ目の新宿事務所に 19 万 8000 円のリベートを支払うということについては、これをメールでまず残そうとしていることが不自然であった（請求事案甲 1）。

X に長期間勤務した鈴木による請求事案は、その意図が訝られるものであり、鈴木単独事案では（つまり、会立件がなければ）、原綱紀委員会でも念入りな調査がなされたはずである。

そうなればこの過程で司法書士の権限超事案の受継が切実な問題として光が当てられ真正面から取り上げられた可能性もある。

イ 一方、■吉事案単独の場合、■吉本人は過払請求については何の不満もなかったのであるから、第三者による誘引なしに原弁護士会に出かけることはなかったはずである。■吉の聴取について、非弁対策本部委員は、わざわざ「たちかわ市民法律事務所」まで出かけている（懲乙 34）。

■吉事案が懲戒請求事案として成立した可能性はまずない。

ウ ところが、原弁護士会は ■吉事案を会立件に仕上げてしまったのである。

会立件は、ほぼ業務停止以上の懲戒処分であり、それは会が積極的に懲戒を求める意思表示を行っているからである。原綱紀委員会は、会立件は会員の総意であると受け止めざるをえない、会員の総意には敬意を表さざるをえない。

まさか、悪質非弁取締に熱心な少数委員会が思い込みで決めたとか一罰百戒のもとに行われた会立件であるとは思いもしなかっただろう。原綱紀委員会の空疎な議決内容の原因は、会立件だからである。

しかし、もし、原綱紀委員会が法の精神を尊重する気概があつたならば綱紀委員会の調査権を無にするような会立件は違法であるとして懲戒を求めることもしなかつたであろう。

第6　まとめ

このように、本件では、原弁護士会の懲戒議決の前提となる原綱紀委員会が、非弁委員会の調査を流用して判断した違法がある。調査協力義務を課した非弁委員会の調査は懲戒処分に流用してはならない（審乙12。非弁委員会は懲戒委員会ではなく指導するだけの委員会である）。原懲戒議決はその瑕疵の上に立って行われたものであるから、違法である。

このような手続的違法、特に調査手続の違法は処分の取消事由になる。そうでなければ、手続の保障の意味がない。判例でも、個人タクシー事件（最判昭和46年10月28日民集25巻7号1037頁）、群馬中央バス事件（最判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁）などどの教科書にも取り上げられている有名な最高裁判例において、当時明文で要求されていなかった聴聞手続の瑕疵でさえ、結果に影響があれば、処分取消事由になるとされている。

その後、行政手続法が施行されるなどして、行政手続は時代とともにさらにその重要性を増しており、行政手続の違法は、それ自体が処分の取消事由となり得ることにはほぼ異論はない（最高裁平成23年6月7日判決（判タ1352号123頁）参照）。

この点、千葉県弁護士会においては綱紀委員会では調査期日を開かなければ懲戒審査相当とできず、また懲戒委員会において審査期日を開かなければ懲戒処分を行えないとなっているところ、これらのいずれも期日も開かずに懲戒処分をしたという事案について、手続の瑕疵を理由として日弁連の審査請求で取り消されている（審乙16）。妥当な判断であろう。

本件は、非弁委員会の調査の結果を原綱紀委員会が活用できなければ、原綱紀委員会が自ら調査せざるを得ず、そうすると、審査請求人はそこで反論することができるから、結果への影響は大きかったはずである。したがって、原綱紀委員会の手続はやり直さざるを得ないものである。それが手続の保障である。

しかし、原綱紀委員会が今更やり直すなどということは、違法な手続で審査請求人を苦しめたことの経済的・非財産的損害の完全な回復がなされていない以上は、権利侵害もおびただしく、適正手続とは言えないから許されない。

したがって、本件原処分の手続上の著しい瑕疵に鑑みれば、本件懲戒処分は実体面での理由の誤りを脇に置いたとしても手続的瑕疵を理由に取り消され、直ちに事件終了とされるべきである。

なお、審査請求書においては、法解釈の意見の違いは「非行」に当たらないと主張しているが、原議決はそれを「非行」として扱っている。

上記で明らかになったように、非弁委員会の調査を原綱紀委員会

が流用することは、法解釈の意見の違いではなく、明確に条文に反することであるから、これこそ「非行」であると思料する。

こうした「非行」を犯した原委員会が審査請求人を「非行」を犯したと断定するのは、なんという矛盾であろうか。

原弁護士会の懲戒処分は違法手続に始まり、違法処分に終わってしまった。その原因は、懲戒制度が会員間の利害を抱え込み先鋭化していることにあったと思われる。外部委員は黙って、これを追認するしかなかったのであろう。原弁護士会は自浄能力を失っているように見える。

本件は日弁連の良識に期待するしかない。

以上